

第2章 学校教育を取り巻く状況



1 学校教育を取り巻く社会情勢

これからの学校教育の在り方を考える上では、子供や学校を取り巻く社会情勢と、それに伴って必要となる対応を的確に捉えておく必要があります。

人口減少社会の到来

少子化の更なる進行の中で、子供の集団生活の体験や親の子育て経験の不足などが懸念されており、子供たちに社会性やがまん強さなどを身に付けさせることや、家庭・地域の教育力が発揮されることが求められています。また、本格的な高齢社会を迎え、互いにつながり合う社会を築いていくとともに、人口減少が進む中においては、子供たちに将来の社会の担い手となる力を育むことが重要になっています。

グローバル社会の進展

大量の資本や人、商品などが国境を越えて移動するグローバル化が一層進行し、様々な国の人々や文化と接する機会が増えるとともに、国際競争と国際分業が加速しています。また、予測のつかない地球規模の課題も生じています。このような社会では、多様性を尊重するとともに、自国の伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力や、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力などが求められています。

情報社会・科学技術の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety 5.0時代が到来しつつあり、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大が、社会のデジタル化、オンライン化を大きく促進させたことから、ビッグデータの活用（教育データの利活用）などを含め、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が一層加速される中で、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTはもはや必要不可欠なものであることを前提として、学校教育の在り方を検討していく必要があります。

持続可能な社会づくりへの対応

国際連合が平成27（2015）年に設定した持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。

選挙権年齢及び成年年齢の引き下げ

平成27年の公職選挙改正により、選挙権年齢が引き下げられ、児童生徒に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実などが一層求められています。また、令和4年に、成年年齢が引き下げられ、消費者教育の充実などがより一層求められています。



文部科学省 指導資料 「「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」（令和4年9月）

子供たちの多様化

小・中・高等学校におけるいじめの認知件数や重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数はいずれも増加傾向にあります。いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているとも評価できますが、いじめの重大事態の発生件数の増加は、憂慮すべき状況にあります。また、児童相談所における児童虐待相談対応件数についても増加傾向にあることや、児童生徒の自殺も後を絶たず、極めて憂慮すべき状況にある中、これらの状況に早急に対応し、児童生徒が安心して生活することができるような環境を整えることが求められています。

我が国の18歳未満の子供の相対的貧困率は13.5%であり、7人に1人の子供が相対的貧困状態にあるとされています。毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあるとされています。

また、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供（ヤングケアラー）について、令和2・3年度に行われた「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%と報告されている中、困難な状況にある児童生徒を把握し、支援する必要があります。

教職員における長時間勤務の常態化

教職員の長時間勤務の状況は深刻であり、特に近年の大量退職・大量採用の影響等により、教職員の世代交代が進み、若手の教職員が増えてきた結果、経験の少なさ等から、中堅・ベテラン教職員と比べて勤務時間が長くなってしまったことや、総授業時数の増加、部活動の時間の増加などにより、平成28年度の教員勤務実態調査によると、平均すると小学校では月に約59時間、中学校では月に約81時間の時間外勤務がなされていると推計されています。こうした長時間勤務も一つの要因として考えられる、公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数についても、全国ではここ数年5,000人前後で推移していることから、学校における教職員の働き方改革を一層推進していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と新たな感染症や災害への備え

新型コロナウイルス感染症が収束した後であっても、今後起こり得る新たな感染症や災害等の緊急事態に備えるために、教室環境や指導体制等の整備を行うとともに、学校においては平常時から児童生徒や教職員がICTを積極的に活用するなど、非常時における子供たちの学習機会の保障に向けた取組が求められています。

2 国・県・市の教育政策の動向

(1) 国の教育政策の動向

第3期教育振興基本計画について

平成30年に、第3期教育振興計画が策定され、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、五つの方針と21の目標により取組を整理しています。

- 〔方針1〕 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 〔方針2〕 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 〔方針3〕 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 〔方針4〕 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 〔方針5〕 教育政策推進のための基盤を整備する

学校における働き方改革の推進

令和元年の臨時国会において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げすること等を内容とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月4日に成立、同月11日に公布され、各地方公共団体においては、同法改正等を踏まえ、条例や教育委員会規則等の整備を進めています。学校における働き方改革を着実に推進していくことにより、教職員が子供たちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができる環境づくりに大きく寄与することが期待されています。

新学習指導要領の全面実施について

平成28年12月の中央教育審議会答申に基づき、平成29年に新たに学習指導要領が公示され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度に全面実施されました。

本学習指導要領においては、子供たちの課題を踏まえた上で、2030（令和12）年頃の社会の在り方を見据え、改訂の基本的な考え方として以下のことを示しています。

- 変化の激しい社会を生きるために必要な、知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」の育成
- 学校と家庭、地域が連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現
- 学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメント
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力の育成
- 全ての学習の基盤となる資質・能力である言語能力や情報活用能力などの育成
- 現代的な諸課題に対応するために一層求められる資質・能力である、健康・安全に関する力、主権者として求められる力、持続可能な社会をつくる力、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力などの育成
- 外国語教育の強化（小学校英語の教科化）
- 豊かな心の涵養（道徳の特別教科化）
- キャリア教育の充実
- プログラミング教育の導入
- インクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

GIGAスクール構想の実現

令和元年に示された「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」を踏まえ、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、GIGAスクール構想を進めていくこととなりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて編成された令和2年度1次補正予算では、GIGAスクール構想の加速のための予算が計上され、令和時代における学校の「スタンダード」として、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、令和2年度中に全学年の児童生徒1人1台端末環境を整備することを目指し、家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図ることとなりました。

このGIGAスクール構想の実現により、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においても不安なく学習を継続できることはもとより、これまでの実践と、ICTの活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質を向上させることが期待されています。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するための改革の方向性について以下のように示しています。

1 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

2 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

〔基本的な考え方〕

- ・ 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにする
- ・ 各地域における小中一貫教育の取組が進展しつつある中、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある
- ・ 学校いじめ防止基本方針の実効化

「教育進化のための改革ビジョン」について

平成4年2月に、文部科学省から初等中等教育段階の教育政策の改革方針を示すものとして「教育進化のための改革ビジョン」が公表されました。

1 2つの基本理念

- ・ 誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育
- ・ 教職員が安心して本務に集中できる環境

2 4つの柱

- ・ 「リアル」×「デジタル」の最適な組合せによる価値創造的な学びの推進
- ・ これまでの学校では十分な教育や支援が行き届かない子供への教育機会の保障
- ・ 地域の絆を深め共生社会を実現するための学校・家庭・地域の連携強化
- ・ 教職員が安心して本務に集中できる環境整備

こども基本法について

国においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法案」を国会で可決成立し、令和5年4月1日から施行される予定となっています。

(2) 県の教育政策の動向

栃木県教育振興基本計画2025 ―とちぎ教育ビジョン―について

令和3年に、「栃木県教育振興基本計画2025―とちぎ教育ビジョン―」が策定され、基本理念「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」や基本目標の実現に向け、20の基本施策について5年間で取り組んでいく主な内容を示しています。

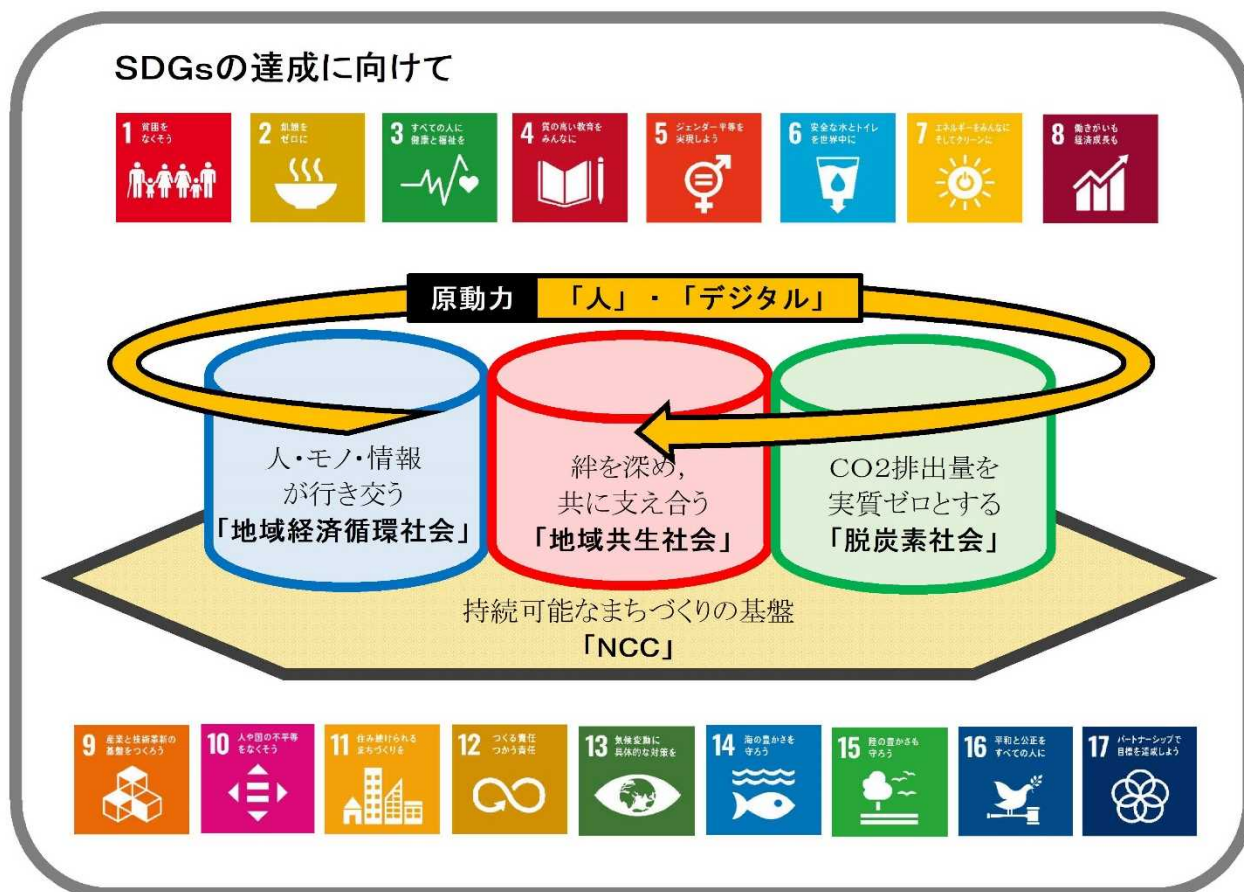
- 〔基本目標Ⅰ〕 学びの場における安全を確保する
- 〔基本目標Ⅱ〕 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす
- 〔基本目標Ⅲ〕 未来を切り拓く力の基礎を育む
- 〔基本目標Ⅳ〕 自分の未来を創る力を育む
- 〔基本目標Ⅴ〕 豊かな学びを通して夢や志を育む
- 〔基本目標Ⅵ〕 教育の基盤を整える

(3) 市の教育政策の動向

第6次宇都宮市総合計画改定について

本市においては、平成30年3月に「第6次宇都宮市総合計画」を策定し、「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向けて、基本方向の一つとして「子育て・教育の未来都市」を掲げ、各施策・事業に取り組んできたところでありますが、Society 5.0やデジタルトランスフォーメーション等のICTを取り巻く環境の変化、SDGsの達成に向けた持続可能なまちづくりの要請などの社会潮流のほか、新型コロナウイルス感染症の影響や台風などの自然災害の激甚化・多様化などの社会経済環境の変化等を踏まえ、「将来のうつのみや像」を実現する実効性のある計画とするため、総合計画を改定しました。

「スーパースマートシティ」の構成イメージ



3 少年期の課題と学校教育の役割（宮っこ未来ビジョンより）

『宮っこ未来ビジョン』（平成17年9月）においては、「少年期の学び」「少年期の問題点」及び「小・中学校の役割」を以下のように捉えています。

少年期（おおむね6～15歳未満）の学び

【夢と希望と自信をはぐくむ】

家族との人間関係から学校・家庭での人間関係へと広がりを見せる時期です。

この時期には、仲間と協力していく手法を習得したり、知的で好奇心旺盛な活動により、試行錯誤しながらも主体的に物事に取り組み、自力解決する力を身に付けたりすることで、自分への信頼や自己肯定感を深めることが大切です。

また、自分への信頼や自己肯定感をもとに、未来に夢と希望をもって、様々なことに挑戦していく時期でもあります。

現在の少年期における主な問題点

- ・ よりよい人間関係を形成する力が低下しています。
- ・ 進んで学んだり、活動したりする意欲が低下しています。
- ・ 我慢する力や粘り強く物事に取り組む姿勢が不足しています。
- ・ 体力が低下しています。

小・中学校の主な役割

- ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」の育成に努めます。
- ・ 社会や周囲の人々に配慮した判断力や自律心を身に付けさせます。
- ・ 奉仕活動などの社会体験を通して、奉仕の精神や職業観・勤労観の育成に努めます。
- ・ 乳幼児や高齢者等との交流により、生命尊重の気持ちをもたせる教育を充実させます。
- ・ スポーツに積極的に取り組む姿勢と「食」に関する自己管理能力の育成に努めます。